

## 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会の常勤役員及び統括参与（以下「常勤役員等」という。公益法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例(平成13年さいたま市条例第303号)の規定に基づき派遣される職員で、常勤役員等の職にあるものは除く。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 常勤役員等には、この規則により報酬を支給する。

(報酬額)

第3条 常勤役員等に対する報酬は、月額300,000円とする。

(期末手当)

第3条の2 常勤役員等で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前の1月以内に退任し、又は死亡した者についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、別表の割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月未満 100分の80
- (3) 3月以上5月未満 100分の60
- (4) 3月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（第1項後段に規定する者にあつては、退任し、又は死亡した日現在）において常勤役員等が受けるべき報酬の月額に、100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。

(通勤手当)

第4条 常勤役員等には「通勤手当」を支給する。

2 前項の通勤手当の額は、職員給与規則の例による。

(支払い方法)

第5条 常勤役員等の報酬、期末手当及び通勤手当の支払い方法は、職員給与規則の例による。

(旅費)

第6条 常勤役員等が業務のため旅行したときは、その旅行について旅費を支給する。

2 旅費の額及び支給方法は、旅費規則の例による。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 2 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則第3条の2第2項の規定の適用については、同項中「6月以内」とあるのは「3月以内」と、同項第1号中「6月」とあるのは「3月」と、同項第2号中「5月以上6月未満」とあるのは「2月15日以上3月未満」と、同項第3号中「3月以上5月未満」とあるのは「1月15日以上2月15日未満」と、同項第4号中「3月未満」とあるのは「1月15日未満」とする。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定については、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則にかかわらず、これらの規定により算出される平成21年12月に支給する期末手当の額(以下のこの項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、平成21年12月に支給する期末手当は、支給しない。

- (1) 平成21年4月1日において常勤役員が受けるべき報酬月額

に100分の0.21を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、報酬をされなかった期間その他会長が別に定める期間がある常勤役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して会長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成21年6月に支給された期末手当の額に100分の0.21を乗じて得た額

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬に関する規則にかかわらず、これらの規定により算出される平成22年12月に支給する期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合においては、調整額が基準額以上となるときは、平成22年12月に支給する期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日において常勤役員が受けるべき報酬月額に100分の0.4を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、報酬額を支給されなかった期間その他会長が別に定める期間がある常勤役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して会長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成22年6月に支給された期末手当の額の合計額に100分の0.4を乗じて得た額

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年12月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則にかかわらず、これらの規定により算出される平成23年12月に支給する期末

手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合においては、調整額が基準額以上となるときは、平成23年12月に支給する期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日において常勤役員が受けるべき報酬月額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、報酬額を支給されなかった期間その他会長が別に定める期間がある常勤役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して会長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成23年6月に支給された期末手当の額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

（委任）

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年3月16日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則（以下「改正後の役員報酬等規則」という。）の規定は平成26年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の役員報酬等規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された期末手当は改正後の役員報酬等規則の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月14日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則（以下「改正後の役員報酬等規則」という。）の規定は平成27年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の役員報酬等規則の規定を適用する場合には、第

1 条の規定による改正前の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された期末手当は改正後の役員報酬等規則の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年2月7日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則(以下「改正後の役員報酬等規則」という。)の規定は平成28年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の役員報酬等規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された期末手当は改正後の役員報酬等規則の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年3月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則(以下「改正後の役員報酬等規則」という。)の規定は平成29年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の役員報酬等規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議

会役員報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された期末手当は改正後の役員報酬等規則の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年3月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則(以下「改正後の役員報酬等規則」という。)の規定は平成30年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の役員報酬等規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された期末手当は改正後の役員報酬等規則の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年3月28日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則(以下「改正後の役員報酬等規則」という。)の規定は令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の役員報酬等規則の規定を適用する場合には、第

1 条の規定による改正前の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された期末手当は改正後の役員報酬等規則の規定による期末手当の内払とみなす。  
(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年3月26日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則(以下「改正後の役員報酬等規則」という。)の規定は令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の役員報酬等規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された期末手当は改正後の役員報酬等規則の規定による期末手当の内払とみなす。  
(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別表 (第3条の2関係)

支給月	6月	12月
割合	100分の117.5	100分の117.5